

平成6年（行ウ）第62号／平成6年（行ウ）第63号

陳 述 書

2025年4月25日

東京地方裁判所民事第38部 御中

第63号事件原告 加藤陽子

加藤陽子 

1 経歴について

加藤陽子と申します。1994（平成6）年に東京大学文学部に着任して以来、現在に至るまで東京大学大学院人文社会系研究科教授として勤務し、2026（令和8）年3月に定年退職する予定であります。日本近代史、特に1930年代の政治と外交を専門としています。この日本学術会議任命拒否一件が起こった2020（令和2）年10月の前と後で、上記の経歴に変化はありません。

この間、1994年から2020年までの間「史学会」の評議員・理事を務め、2002年から現在に至るまで「日本歴史学会」の評議員を務め、2022年5月からは「歴史学研究会」の委員長を務め、日本において主だった歴史学関係の学会の運営に関わって参りました。

2 2020年に日本学術会議から会員候補として推薦された経緯と、その間に同会議に提出した文書について

日本学術会議に私を推薦した推薦者は東京大学史料編纂所教授久留島典子氏です。久留島氏から私を会員候補者として推薦するにあたっての諾否の確認があったのは2019（令和元）年11月であり、学術会議事務局が作成した「日本学術会議会員候補者・連携会員推薦書」に、学歴・学位、職歴、現職名・名簿記載職名、専門分野、研

究内容、国際・国内所属学協会、主要な学術論文等の業績、受賞歴等の各項目を記入し、2020年1月14日、本書式のデータを久留島氏に送りました。同年2月、本書式に、私が所属する予定である学術会議第一部（人文・社会科学）の「史学委員会」の分野名と「推薦理由」の項目部分を久留島氏が追記し、学術会議事務局企画課選考担当宛に本書式は提出されたはずですが（書類の提出期限は2020年2月3日まで）。

私の所属する予定であった「史学委員会」のもとには、「国際歴史学会等分科会」、「中高大歴史教育に関する分科会」、「歴史認識・歴史教育等に関する分科会」、「歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会」等、対外的、対内的、社会的に大きな影響力を持ちうる重要な分科会が置かれており、私はこれらの分科会での活動を期待されて推薦されたものと自ら受け止めておりました。

候補者となった私の許には、2020年8月付で日本学術会議事務局から、「日本学術会議候補者への選任及びご就任にあたっての諸手続きについて」と題した必要書類一式が封書で届きました。返信用封筒を用い、8月26日必着で、「承諾書」（様式1）、「日本学術会議会員の所属する部について」（様式2-1）、「ご就任にあたっての確認事項」（様式2-1、2-2）、「戸籍抄本（写も可）又はパスポートの写」、「海外渡航などで長期ご不在の場合の連絡先」（様式3）、「振込先等調査票（手当・旅費）」（様式4）、「所属地区の変更申請書」等の書類一式を封書で送る一方、「会員身分証明書及び会員名簿作成用の『顔写真』」をデータで送付しました。

さらに同年9月19日には学術会議事務局企画課から「会長互選用会員名簿」の書式が送られてきて、9月29日には学術会議事務局参事官付事務官から総会へのオンライン参加案内のメールも届いておりました。10月1日の総会参加のためのZoomの接続テストが午前11時から11時30分にかけてなされるとの連絡でした。学術会議事務局から私への最後の連絡は、9月29日午後1時59分に発出された、史学委員会開催通知でした。これは、任命拒否についての連絡が、拒否された6人に電話でなされ始める3時間ほど前にあたります。ここからは、官邸や内閣府中枢の意向は、学術会議事務局側に通知されることなく秘匿されていた状況が推察されます。

今回のことは、日本学術会議法という法律によって推薦手続きが明確に規定されている人事案件でした。よって、社会の一部にあった受けとめ方、すなわち、入試での不合格や入社試験での失敗等のアナロジーをもって最終段階でのキャンセルはよくあること、との安易な受容意識を無意識に持たせようとする考え方に私はとうてい同意

できません。

3 任命拒否がわかった時の心情と被害について

今回の任命拒否によって私が被った影響を、行政機関の行為によって私の権利その他が侵害を受けたと捉えますと、やはり「被害」という表現がふさわしいものと考えます。この被害について、(1) 学術会議にとって、(2) 日本の学術にとって、(3) 私にとって、の被害といった具合に3つに分けて申し述べます。

(1) 学術会議にとっての被害

2020年9月29日午後5時40分頃に自宅の電話に数回着信があったものの、Zoomで学部の講義を行っていた私が電話に出られたのは講義終了後の午後7時過ぎでありました。内閣府の山口さんという方（以前、国立公文書館に勤務され、公文書管理課にも勤務しており当方のことをよく見知っているとのことでした）からのお電話で、学術会議第25期の会員に関して、当方が総理大臣からの任命を拒否されたと伝えられました。

この時の心情を以下に申し述べます。自らの関係書類一式を2020年2月段階で内閣府学術会議事務局に早々に送っていた身としては、10月1日からの会期が始まる2日前になってこのような重大な決定を通知してくるものの異常さ、また、事務担当者にとっても青天の霹靂であつたらしい、内閣府内部での秘密保持ぶりの異様さに、強い衝撃を受けました。

当時私は、2日後にあたる10月1日付で自らの心情を「毎日新聞」（電子版）に寄稿しておりますので、そこからの引用も交えて陳述いたします。私が属するはずだった「史学委員会」は、多くの分科会が活動しており、国際会議も多数主催すべきことが期待されている委員会でした。任期が始まる2日前に、事務担当者にも伏せたまま突然任命拒否を通知するのは、「国民から負託された任務の円滑な遂行」を学術会議が行うことへの妨害になりかねない乱暴極まる行為だと言えます。

もし仮に、研究者としての私の能力不足があつた（会員には「優れた研究又は業績がある科学者」〔日本学術会議法11条、17条〕が選ばれる）のであれば、あるいは、国家公務員の欠格条項〔国家公務員法38条4号〕（これについては後述）にあてはま

るような要素が万が一にでも私自身にあるのならば、もっと早い段階で私を他の候補者と差し替えればよかったはずです。国民に負託された任務の円滑な遂行を官邸側が本気で考慮しておられるならば、なぜそうしなかったのか。あたら時間を空費して、史学委員会の下に組織された「国際歴史学会等分科会」、「中高大歴史教育に関する分科会」等を実質的な欠員を生じさせたのは、任命権者としての責任を果たさないものだ、と憤りを感じました。

特に、中高大連携の歴史教育については、当方に若干の自負と実績があったこともあり、取り組めなかったことは本当に残念でした。中高生に向けた講義のやりとりを再現した、近代日本の戦争の特質について、日清戦争から太平洋戦争までの6つの戦争から説明した私の著書『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』（新潮文庫、第9回小林秀雄賞受賞）は、意外にも多くの読者に恵まれた本でした（2025年4月段階で発行部数53万2千部）ので、「中高大歴史教育に関する分科会」での活動を前もって様々な構想するのは、まことに楽しいものでした。しかし、その分科会において私が奮闘しうる機会は失われました。

（2）日本の学術にとっての被害

任命拒否が判明した当日、2020年10月1日夜に私が「毎日新聞」（電子版）に寄稿した文章の書き出しは、「今、多くのメディアは、私たち6人に『なぜ任命されなかったのか』を尋ねている。いかなる研究者の、いかなる研究内容が官邸に忌避されたのかを、国民の知る権利についての負託に応えるために探るのは、もちろん理解できる。しかし、『なぜ任命されなかったと考えているか』を推薦されなかった者に尋ねる思考は本末転倒でもある。首相が学術会議の推薦名簿の一部を拒否するという、前例のない決定をなぜしたのか、それを問題にすべきだ。この決定の背景を説明できる協議文書や決裁文書は存在するのだろうか」というものでした。

このように、やや強い言葉で問いかけたのは、任命を拒否された研究者に雲霞の如く群がって、そこから言質を取ろうとするマス・メディアへの批判であるとともに、質問に答えるべきは官邸側なのだということを述べることで、2009年の公文書管理法成立までの政治過程において末席を汚してきた私の幾分かの矜持を、表明しておきたかったからです。

官邸側による日本学術会議の会員候補選出過程での介入は、2016年、2018年の時

点でもなされていたことは、歴代の会長（大西隆、山極壽一）や歴代の第一部長（小森田秋夫、杉田敦）の回想・著作等で現在では明らかになっております。学術会議という学問研究にかかわる共同体は、真理の追求と学術研究成果の社会還元を図る科学者の集団にほかなりません。その際に留意すべきことは、国民の福祉の増進に寄与する可能性のある多くの真理が、最も効率的に社会に還元されうるのは、学問研究にかかわる共同体に自律性が確保されている時だということです。これが日本国憲法 23 条のいう「学問の自由」の根本にある考え方だと思います。

そして、共同体の自律性が確保されるためには、人事の自律性の確保が不可欠となります。官邸にとって望ましい会員候補を選びたいといった為政者の恣意的な人事の運用が数年に亘って看過されてきたという事実は、科学者による学問研究の共同体である学術会議にとって、社会に還元されるべき学知や成果が生み出される本来の正常な仕組みの破壊にもつながる行為でした。時の政権による学術会議人事への干渉は、学問の自律性を危うくし、中長期的に見れば、国民の福祉の増進にとってマイナスの影響を与えかねないと考えます。

さらに少しミクロな視点から事態を振り返りますと、学術会議の第一部（人文・社会科学）を構成する第 25 期の新任会員候補 70 名のうち 6 人が任命されなかった事態は、第一部が運営すべき分野別委員会合同分科会などの運営を著しく困難にしました。第一部を構成する人文・社会科学の分野は、2020 年に 25 年ぶりに全面改訂された「科学技術・イノベーション基本法」が成立し、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の開始年度 2021 年を翌年に控えた 2020 年に、本来であれば、人文・社会系分野が初めて同法の助成対象となったことをうけ、最も活発に活動が展開されるべき学問分野でした。その学問分野から新規会員 70 人のうち、官邸が国民に責任を負えないからの理由で（内閣総理大臣及び内閣法制局長官の国会答弁）6 人を除外したのは、著しい短慮であったと私は思います。

（3）私の被害

まずは、理由も説明されずに拒否された理不尽さに、私の率直な心情としては、深く傷つきました。さらに任命拒否という事実それ以上に私を苦しめたのは、内閣総理大臣や官房長官等が国会や記者会見の場で繰り返した言葉、「人事のことなので説明を差し控える」にほかなりません。あたかも拒否された側に欠格事由あるいは忌避され

る理由があり、それを庇っているかのような言葉遣いは、入学試験や入社試験に不合格となった人に大学や会社はそもそも説明などしないだろうとの、比較としては全く不適当であるにもかかわらず、腑に落ちるアナロジーを人々の間に行き渡らせました。このような言葉は、拒否理由の説明を菅内閣側に求めている私どもの態度を冷笑するような一群の人々を生み出す効果を確かに持ちました。

本来、先にも述べましたように、会員候補の推薦については、日本学術会議法7条2項の規定「会員は第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」に従って進められるものであって、学術会議の最高意思決定機関である総会での承認事項を拒否した、菅義偉内閣総理大臣の側に説明責任がある、との当然の筋を見失っている議論が余りにも多かったと考えます。以下に、SNS上で少なからぬ賛同を得ていた見解の幾つかについて、名前を伏せた上で、歴史の記録に残すために引用しておきます。

①「6人の学者について標準学術評価ツール;スコープスで調べてみた驚愕の事実。

計測可能だったのはKY〔加藤陽子を指すか〕さんだけ。しかもH-index2、あとの人みんなゼロ。国際的にはとても学者とは言えない数値。総理はこれを調べてこれらの人をはじいたのでは？彼らは科学者ではないしもともと国際学者とは言えない」(2020年10月5日、物理学者のS氏、Twitter上で)

②学術会議会員への任命を拒否された6人のうち誰も自己の研究発表について制限など受けていない。それでも6人が内閣の措置を批判しているのは、「特権の正当化」の濫用というべきものだとの内容(2020年10月11日、憲法学者のS氏、ブログで)

③「2017年のこの「声明」〔2017年3月24日学術会議幹事会決定「軍事的安全保障研究に関する声明」〕が日本学術会議における行動に対する政府内の不信の温床になっていたのではないか〔中略、学術会議が〕政治的な行動をとったことへの、〔政府による〕政治的な対抗措置とみます」(2020年10月13日、国際政治学者のH氏、Twitter上で)

やや驚くべきことは、公平が期せられていたはずの医学部の入試で女性や浪人生が不当に扱われていたことが発覚した後の時期であったためか、社会一般の人々の方が、首相による任命拒否には説明が必要だとの基本線を崩さないで考える傾向があり、日頃学問研究に接しているはずの研究者の側にむしろ、上記のような見解が見られたこ

とです。

また、6人が情報公開請求、情報審査会の答申を得るという、合理的な考察に支えられた順序をすべて踏むのに時間を要しているのに対し、それを行政訴訟に踏み切らない怯懦と捉え、揶揄して意見表名を行う SNS のアカウントがありました。その例を歴史の記録に残すために2つ挙げておきます。

④「学者も、逃げずに訴訟で争って闘おうぜ」(2022年2月16日、弁護士のT氏、Twitter上で)

⑤「なんせ任命拒否されたうちの一人は、行政法が専門ですから……。恥ですよ。学術会議の任命拒否って、結局、行政訴訟を起こさなかったんだ。それじゃ任命拒否を認めたも同然で、全く理解できない」(2022年12月4日、弁護士のY氏、Twitter上で)

もちろん、上記に掲げたような、6人の名誉を傷つけるような意見表明は識者の受け止め方の大勢にはならず、学術会議本体も任命拒否の当初から6人の速やかな任命を政府に求め続けましたし、文理を問わない広範な学協会による1000を超える反対声明などが迅速に出されました。歴史学者の鈴木淳・古川隆久両氏が主導して2020年10月3日から開始された任命拒否の撤回を求めるネット上の署名は2日間で10万筆に達し、10月12日の署名〆切り期限までに14万筆を超えました。

以上をまとめれば、私が感じた深い憤りの感情は、内閣側による情報の徹底的な不開示により、何を理由に任命拒否されたのか、それが明らかにされなかったことによる苦悩に淵源しています。個人情報保護法は、今回の事例で言えば「どのような理由・根拠で自分が任命拒否をされたのかを知る権利」、「その根拠となった情報は本当に正しいものだったのかを確かめる権利」、「もし自分に関する誤った情報が行政庁に存在するのであれば、誤りを正す権利」を認めていると言えます。

私が具体的に懸念している問題は、学術会議事務局に対して保有個人情報開示請求をした結果得られた文書からわかること、すなわち、第二次安倍晋三内閣時代の2020年6月12日の段階で、おそらくは杉田和博内閣官房副長官が「外すべき者」として6人の名前を105人の名簿から選んでいたのだとすれば、その際に参照されたであろう6人に関係する、いわゆる警備・公安関係情報の、内容的な正確性への疑義です。警備・公安関係情報が歴史の表舞台には決して出ない史料であることは重々承知しておりますが、その内容の確からしさに対して、本人として疑義がある場合、い

かなる方法で是正を図ったらよいでしょうか。

私の例で具体的に言えば、国家公務員法 38 条 4 号の欠格条項に関して、私の評価に関する保有個人データについて、評価の前提となっている事実、その確からしさが気になります。斉加尚代『教育と愛国』（岩波書店、2019 年）は、毎日放送（MBS）が 2017 年 7 月、『映像'17』で放送した優れたドキュメンタリーを書籍化したものです。放送時の正式タイトルは『教育と愛国～教科書でいま何が起きているのか』でした。その番組並にその著書には、昭和戦前期についての一次史料を発掘することにかけての第一人者である東京大学名誉教授伊藤隆氏が登場しています。伊藤教授は 2024 年 8 月に逝去されましたが、「新しい歴史教科書を作る会」に、実証主義的な歴史学者として初めて加わったことで知られた研究者であり、院生時代の私の指導教員でした。

斉加氏の番組や著書の中で伊藤氏は教え子であった私について語り、学生時代は「〔左翼の〕本性を隠していたな」と述べた部分がありました（前掲、斉加『教育と愛国』39 頁）。その見解自体について私が申し上げることはありませんが、伊藤教授が伊藤隆・福井義高・江崎道朗「東京裁判史観 戦勝国の「戦争責任」を問え!」『歴史通』第 46 巻（ワック、2017 年 1 月、74～87 頁）の鼎談の中で私を論じて、私が「新左翼」へと回帰していった、と述べておられたのは明らかな事実誤認です。同じく伊藤教授の教え子で私の先輩にあたる一人の女性の院生と私を混同しているものと思われる。問題はここにあり、映像・著作・雑誌上での伊藤教授の言葉が、もし仮に少なからぬ影響を、私にかかわる警備・公安情報の一つとして与えていたとすれば、これは訂正されるべき個人情報ではないでしょうか。

政府は今、学術会議の会員選考の透明性を図るためとして法人化法案の国会通過、成立を目指しておりますが（2025 年 4 月現在）、これまで 4 年半にわたり、6 人を任命拒否した理由を一切明らかにできなかった政府です。現在並びに将来の国民に対して説明責任を果たせないような政府が、法人化法案を成立させようとしているのは誤りだというほかありません。

4 専門家としての意見

最後に、日本学術会議が総会で決定した候補者を内閣総理大臣が任命しなかったという初めての措置について、公文書管理という観点から申し述べたいと思います。

私は、2003 年、小泉純一郎内閣時に福田康夫官房長官によって設置された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」に有識者として参加して参りました。また、2011 年の公文書管理法の施行以降も、公文書管理委員を務め、2020 年まで内閣府の「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」のメンバーでした。任命拒否が発覚した時、実のところ、私は学術会議の人事事務を所掌する同じ内閣府のなかにおいて、公文書管理課が主宰する上記検討会議のメンバーでした。菅総理大臣は、私を学術会議の会員として任命することは、総理大臣として国民に対しての責任を負えないと断じたのですが、私は、その同じ内閣府の下で有効に機能していた検討会議のメンバーであったわけです。しかし、この齟齬については、2021 年 7 月 20 日、上記検討会議のメンバー全員を入れ替え、名称も変える措置をとって、官邸は歴史の帳尻を合わせました。

2003 年から 2020 年まで 17 年間の知見に鑑みれば、内閣官房による文書の全部不開示（不存在）決定はおかしなものだと考えます。今回の人事は、内閣総理大臣が官房副長官とともに行った、「重要」かつ「異例」な初めての人事の決定でした。そうであるならば、公文書管理法 4 条の文書主義、5 条の人事に関しての例示、内閣官房行政文書管理規則 6 条他から考えると、任命拒否一件に関する文書を作成し、保存する義務が内閣官房には確かにあったと愚考いたします。

学術会議事務局が、2016 年、2018 年の例に鑑み、次の回にはさすがに事態が表面化せざるをえないとの覚悟の上で、内閣法制局との解釈擦り合わせに動いた結果が、「日本学術会議法第 17 条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」（甲 A58 号証、以下「2018 年 11 月文書」と呼ぶ）にほかなりません。

私は、「2018 年 11 月文書」の作成に至るまでに日本学術会議事務局と内閣法制局が同年 9 月 5 日から重ねた一連の協議の史料群を入手しておりますが、その中の同年 9 月 20 日付の「内閣法制局の見解を求めることとした経緯について」と題する史料によりますと、上記協議を行うこととした学術会議事務局の意図は、以下の 2 点を内閣法制局に確認するためだとされています。第一に「日本学術会議から内閣総理大臣に推薦された補欠会員の候補者 1 人について、内閣総理大臣が会員に任命しないことが法的に許容されるか否か」、第二に「今後、選考・任命手続の見直しにより、日本学術会議から 1 名の会員の欠員当たり複数名を内閣総理大臣に推薦することとした場合、内閣総理大臣が、推薦順位が下位の者を任命することが法的に許容されるか否か」。

「2018 年 11 月文書」が作成された当時起きていた問題は、欠員 1 名に対する補充問題という、比較的小さな事例でした。しかし、「2018 年 11 月文書」が作成された時の学術会議会長は、日本学術会議法に則った運用を厳密に進めるタイプであると学術会議事務局内及び官邸側から考えられていた山極壽一会長であり、山極会長は「2018 年 11 月文書」について学術会議事務局側から知らされていなかったとは機会あるごとに述べております。よって、2020 年、山極会長を擁した状態で、欠員 1 名の補充人事ではない、105 人の推薦についての学術会議総会決定を控えた 2020 年 6 月頃までの時期に、杉田官房副長官を初めとする官邸は、「2018 年 11 月文書」を持ち出すとともに、対応を最終的に調整するための「任命権者」である内閣総理大臣との打ち合わせを行う必要が生じたのではないのでしょうか。

このあたりの意思決定に関しての文書作成義務の有無については、「第 1 事件及び第 2 事件原告ら訴訟代理人である」原告側弁護士の作成による「準備書面（4）―第 1 事件について不開示処分の取消請求についての原告の主張」の 8 頁以下をご参照いただきたいと思います。2017（平成 29）年 9 月 20 日開催の第 57 回公文書管理委員会、同 11 月 8 日開催の第 58 回公文書管理委員会での審議を経て、同年 12 月 20 日開催された第 59 回公文書管理委員会で、「行政文書の管理に関するガイドライン」について、「通常は 1 年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1 年以上の保存期間を設定するものとする」との改正案が可決されました。そもそもこの改正案を提起したのは、森友学園問題をめぐる財務省文書の廃棄理由に対応すべく苦慮した、公文書管理委員の三宅弘委員（原告弁護団の一員です）でした。これに従って、2018 年 3 月 12 日開催の第 60 回公文書管理委員会で、内閣府本府行政文書管理規則案が検討され、改正をしています。

任命を拒否すべきだとの内閣総理大臣の判断を支えた根拠、それを示す文書についての探索、開示に、内閣官房並に内閣府は本気で取り組んでいただきたいと切に願います。

以上

添付書類：平成 30 年 9 月 20 日付「内閣法制局の見解を求めることとした経緯について」（日本学術会議事務局）

内閣法制局の見解を求めることとした経緯について

平成 30 年 9 月 20 日

日本学術会議事務局

○日本学術会議（以下「会議」という。）は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）の規定により、210 人の会員（任期は 6 年）で構成されている。定年等により、会員に欠員があった場合には、新たに選考・任命された補欠会員が、前任者の残任期間を任期として会員を務めることとなっている。

○補欠会員の選考は、まず、幹事会の依頼を受けた部（実態上、欠員が生じた部）が複数名を選定して選考委員会に推薦し（この段階で各部が推薦順位を付けることができる）、選考委員会が、各部からの推薦を基に順位付けをした候補者名簿を作成して幹事会に提出する（日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下単に「会則」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項並びに「補欠の会員の選考手続について」（平成 18 年 6 月 22 日日本学術会議第 18 回幹事会申合せ。以下単に「申合せ」という。）第 1 項から第 4 項）。幹事会は、この名簿に基づいて 1 人の候補者を選定し、総会（毎年 4 月・10 月開催）での承認を得る（会則第 8 条第 3 項及び申合せ第 5 項）。その後、会長が、欠員となる会員 1 人当たり補欠会員の候補者 1 人を内閣総理大臣に推薦し（会則第 8 条第 3 項及び申合せ第 5 項）、内閣総理大臣は、この推薦に基づいて補欠会員の任命をすることとされている（法第 7 条第 2 項）。

※ 日本学術会議は三部により構成されており、第一部は人文科学を、第二部は生命科学を、第三部は理・工学を中心としている（法第 10 条及び法第 11 条第 1 項から第 3 項）。会員は、この 3 つの部のいずれかに所属することとされている（法第 11 条第 4 項）。

○今般、10 月総会までの間に、定年（70 歳）によって 3 名の欠員が出ることとなり、その後任となる補欠会員を選考・任命することが必要となった。定年を迎える会員の所属部から選考委員会への候補者の推薦の後、円滑な任命手続のため、日本学術会議事務局が予め任命権者側に説明を行っていたところ、1 人の会員の補欠の推薦順位に関して、各部と任命権者との間で意見の隔たりが生じたため、この会員の補欠候補者については、直近の 10 月総会での承認が見送られることとなった（残り 2 人の会員の候補者については、既に幹事会で承認されており、10 月総会で承認見込み。）。

○事務局としては、次々回総会での承認に向け、今回承認を当面見送ることとした会員1人の補欠候補者の手続を進め、かつ、今後の手続の明確化（申合せの改正を含む）を図るため、以下の2点について法制局の見解を伺いたい。

①日本学術会議から内閣総理大臣に推薦された補欠会員の候補者1人について、内閣総理大臣が会員に任命しないことが法的に許容されるか否か。

②今後、選考・任命手続の見直しにより、日本学術会議から1人の会員の欠員当たり複数名を内閣総理大臣に推薦することとした場合、内閣総理大臣が、推薦順位が下位の者を任命することが法的に許容されるか否か。